

中山間地域等直接支払制度の実施状況

中山間地域等直接支払制度とは、中山間地域等の農業生産条件が不利な地域における農地の耕作放棄の防止など、将来に向けて農業生産活動等を継続する前向きな取り組みを行うことを目的とし、5年以上耕作を続けることを約束した耕作者の方々の同意による集落協定を町と結ぶことにより交付金が交付される制度です。

当制度の方針に基づき、平成30年度の実施状況を公表します。

項 目	内 容
集落協定の概要	対象となる農地は、鏡野町の中山間地域等直接支払基本方針に基づき、農振農用地区域内の一団の急傾斜農地（傾斜率1/20m以上の田）及び緩傾斜農地（傾斜率1/100m以上1/20m未満の田）。 将来に向けた集落マスタープランを作成し、適切な農用地管理及び関連する水路、農道等の適正管理を実施する。基本的に助成金の2分の1以上は、面積に応じた個人配分として使用する。
実 施 地 区	*鏡 野 地 域（24集落協定/協定面積144.8ha/交付額29,329,154円） *奥 津 地 域（34集落協定/協定面積226.8ha/交付額33,729,013円） *上齋原地域（18集落協定/協定面積 93.6ha/交付額11,879,449円） *富 地 域（29集落協定/協定面積106.3ha/交付額13,310,631円）

お問い合わせ先 鏡野町産業観光課 担当：村上 電話(0868)54-2987

イノシシ等侵入防護柵設置に 補助金を交付します

■補助対象…イノシシ等による農作物の被害を防ぐための電気柵やトタン等の防護用資材購入に要する経費

※設置延長が50m未満の場合は補助対象となりません。

※電気柵については電線を2段以上張り、感電防止のための適切な措置を講じてください。この要件を満たしていない場合、補助の対象となりません。

※申請者又はその同一世帯員に町税等の滞納がある場合は、補助金を受けることができません。

■補助額…設置費用の3分の2以内（上限15万円）

■対象農地…鏡野町内の耕作地（耕作放棄地、過去3年度間に防護柵設置補助金の交付を受けた耕作地を除く）

■申請方法…防護柵の設置完了後に、所定の申請用紙（産業観光課、各振興センターにあります。）に必要事項を記入の上、設置位置図、資材購入費の領収書（購入日が平成31年4月1日以降のものに限る。）を添えて申請してください。

※申請受付は予算額に達し次第終了します。

提出・お問い合わせ先

鏡野町産業観光課または各振興センター

産業観光課 担当：山崎 電話(0868)54-2987

